

令和4年4月7日

各学年保護者様

山村学園高等学校

新型コロナウイルス感染症における出席停止の扱いについて

新型コロナウイルス感染症予防のため、下記の項目いずれかに該当する場合は自宅で休養してください。その場合、「欠席」ではなく「出席停止」の扱いとなります。

- ① 生徒本人または同居する家族が抗原検査またはPCR検査で陽性が判明した
- ② 生徒本人が濃厚接触者となった
- ③ 生徒本人または同居家族に発熱等の風邪症状がある
- ④ 登校後、発熱等の風邪症状が出現した
- ⑤ 生徒本人または保護者が登校を心配されている（要相談）

出席停止期間について

- ①と②については保健所または医師の指示に従ってください。
- ③と④については原則、症状が改善するまで自宅療養をしてください。また症状が長引く場合は、医療機関を受診してください。
- ⑤については校長判断になりますので、まずは担任にご相談ください。

登校許可証明書について

ホームページに掲載してある「登校許可証明書」を保護者記入・捺印のうえ、出席停止期間終了後の登校時に担任へ提出してください。医療機関証明欄は必要ないので空欄で結構です。また疾患名は「新型コロナ疑い」等で記入をお願い致します。

また出席停止中も必ず「LEBER」にて検温等の記録をしてください。

コロナ禍が長期化しておりますが、引き続き、手洗いの徹底やマスクの着用等の感染予防対策をお願いします。また本校にて陽性者等が出た場合、感染された方のプライバシー保護および本校生徒に風評被害が生じないように、不要な詮索やSNS等に情報を投稿するなどの行為は厳に慎んで下さい。

今後も最新の情報にご留意していただき、ご理解とご協力の程、お願い致します。